

令和2年第2回国東市議会定例会 提出議案

承認 第17号	専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)	P 1
承認 第18号	専決処分の承認を求めることについて(国東市介護保険条例の一部改正)	P 3
報告 第5号	繰越明許費繰越計算書について(令和元年度国東市一般会計予算)	P 5
報告 第6号	有限会社いこいの村国東の経営状況の報告について	P 7
報告 第7号	国東市土地開発公社の経営状況の報告について	P 8
報告 第8号	公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について	P 9
報告 第9号	株式会社未来企業カレッジの経営状況の報告について	P 10
議案 第46号	令和2年度国東市一般会計補正予算(第2号)	P 11
議案 第47号	令和2年度国東市水道事業特別会計補正予算(第1号)	P 12
議案 第48号	令和2年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	P 13
議案 第49号	国東市印鑑条例の一部改正について	P 14
議案 第50号	国東市手数料条例の一部改正について	P 16
同意 第4号	農業委員会委員の任命について	P 18

承認 2件

報告 5件

議案 5件

同意 1件

計 13件

承認第 17 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

国東市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 27 日

国東市長 三 河 明 史

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例(平成 18 年国東市条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条の 2 第 2 項ただし書中「ただし」の次に「、災害その他やむを得ない理由があると市長が認める場合はこの限りでない。なお」を加え、「前項」を「同項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

承認第 18 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市介護保険条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

国東市介護保険条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 27 日

国東市長 三 河 明 史

国東市介護保険条例の一部を改正する条例

国東市介護保険条例(平成 18 年国東市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。
第 8 条第 2 項中「前 7」及び「に係る月の前前月の 15」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認める場合はこの限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度国東市一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和元年度

国東市 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
					国・県支出金	起債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	【戦略・応援】CATV施設整備事業	567,500,000	567,500,000		448,536,000	108,700,000		10,264,000
		【戦略・応援】CATV施設整備事業(国の補正予算分)	76,355,000	76,355,000		27,021,000	46,000,000		3,334,000
6 農林水 産業費	1 農業費	【戦略】産地パワーアップ事業(果樹園芸)	286,562,000	286,562,000		250,741,000			35,821,000
		農業用排水施設整備事業	11,350,000	11,350,000					11,350,000
		農業体質強化基盤整備促進事業	24,370,000	24,370,000		12,433,000		3,414,000	8,523,000
	3 水産業費	漁港海岸保全施設整備事業	8,000,000	8,000,000		3,115,000			4,885,000
		漁港機能増進事業	28,500,000	28,500,000		18,697,000			9,803,000
7 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	3,000,000	3,000,000				3,000,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市単独道路新設改良事業(安岐)	20,000,000	20,000,000			19,900,000		100,000
		橋梁長寿命化事業(交付金事業)	45,000,000	45,000,000		24,200,000	19,700,000		1,100,000
		道路構造物定期点検事業(交付金事業)	70,000,000	70,000,000		39,640,000			30,360,000
		武蔵川橋梁架替事業(交付金事業)	17,785,000	17,785,000		10,650,000	6,600,000		535,000
	3 河川費	市営(県単)急傾斜地崩壊対策事業	8,590,000	8,590,000		2,700,000	4,200,000	1,200,000	490,000
9 消防費	1 消防費	常備消防費	613,000	613,000				613,000	
10 教育費	1 教育総務費	【戦略】義務教育学校(小中一貫教育校)創設事業	155,270,000	155,270,000		12,853,000	130,200,000		12,217,000
	2 小学校費	【応援】GIGAスクール構想整備事業(小学校)	3,970,000	3,970,000					3,970,000
	3 中学校費	【応援】GIGAスクール構想整備事業(中学校)	2,675,000	2,675,000					2,675,000
合 計			1,329,540,000	1,329,540,000		850,586,000	335,300,000	4,614,000	139,040,000

令和2年6月11日提出
国東市長 三河明史

報告第 6 号

有限会社いこいの村国東の経営状況の報告について

有限会社いこいの村国東の経営状況について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

報告第7号

国東市土地開発公社の経営状況の報告について

国東市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

国東市長 三河 明 史

報告第 8 号

公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について

公益社団法人国東市農業公社の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

報告第 9 号

株式会社未来企業カレッジの経営状況の報告について

株式会社未来企業カレッジの経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 46 号

令和 2 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 47 号

令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 48 号

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 49 号

国東市印鑑条例の一部改正について

国東市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市印鑑条例の一部を改正する条例

国東市印鑑条例（平成 18 年国東市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（印鑑登録の資格）

第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。

第 6 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

（1）住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第 6 条第 2 項第 2 号中「職業資格」を「職業、資格」に改め、「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、同条第 3 項中「第 1 号」の次に「及び第 2 号の規定」を、「かかわらず」の次に「、外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち」を加える。

第 7 条第 1 項第 4 号中「氏名」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を、「及び」の次に「当該」を加え、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同条第 2 項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改め、「磁気ディスク」の次に「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を加える。

第 13 条第 1 項中「印鑑の登録を受けている者」を「登録者」に、「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改め、「光学画像読取装置」の次に「（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む）」を加え、同条第 2 項第 1 号中「氏名」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を、「及び」の次に「当該」を加え、同項中第 2 号を削り、

第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第17条第2項中「市長は、」の次に「登録者が」を加え、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 住民基本台帳から削除されたとき。
- (2) 意思能力を有しない者となったとき。
- (3) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更(印鑑登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)したために、第6条第2項第1号に該当するに至ったとき。

第17条第2項に次の2号を加える。

- (4) 外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなった(日本の国籍を取得した場合を除く。)とき。
- (5) その他市長が印鑑登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

第17条第3項中「前項」の次に「第2号、」を、「第3号」の次に「又は第5号」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由 住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧^{きゅううじ}氏での印鑑登録を可能とするための規定を整備するとともに、性的少数者に配慮して印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別表記の廃止等を行うにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 50 号

国東市手数料条例の一部改正について

国東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市手数料条例の一部を改正する条例

国東市手数料条例（平成 18 年国東市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

住民票、戸籍の附票の謄本又は抄本の交付手数料	1 件につき	300 円	
------------------------	--------	-------	--

」

を

「

住民票の写しの交付手数料	1 通につき	300 円	
--------------	--------	-------	--

」

に、

「

通知カードの再交付手数料	〃	500 円	
--------------	---	-------	--

」

を

「

住民票記載事項証明書の交付手数料	1 件につき	300 円	
除票の写しの交付手数料	1 通につき	300 円	
除票記載事項証明書の交付手数料	1 件につき	300 円	
戸籍の附票の写しの交付手数料	1 通につき	300 円	
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	〃	300 円	

」

に改め、同表個人番号カードの再交付手数料の項中「〃」を「1 件につき」に改め、同表中

「

住民票の謄本又は抄本の広域交付手数料	〃	300 円	
--------------------	---	-------	--

」

を

「

住民票の写しの広域交付手数料	1 通につき	300 円	
----------------	--------	-------	--

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 デジタル手続法(令和元年法律第 16 号)による住民基本台帳法と番号利
用法の改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付に際しての手数を明確
にするとともに、マイナンバーの通知カードが廃止になるため、本条例の
一部を改正する必要があるので提出する。

同意第 4 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 たけ たづ せい いち
竹田津 誠一

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和 2 年 6 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員会委員が欠員のため、新たに任命する必要があるので提出する。